

事 務 連 絡
平成19年 2 月 1 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産トウモロコシの取扱いについて

標記については、平成19年2月13日付け食安輸発第0213002号にて通知したところですが、検査の実施に当たっては、下記の点について留意の上、実施願います。

記

CHS Inc. が発行した分別流通管理に関する証明書毎に、任意の1つのハッチ又はサイロ等について、登録検査機関による自主検査を指導すること。